

第48回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和3年4月16日(金) 18:15～
場所 危機管理防災センター本部会議室

1 開 会

2 知事発言

3 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生動向について
- (2) 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について
- (3) 高齢者施設の感染対策について
- (4) プロスポーツチーム等が実施する試合の影響について
- (5) まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応について

4 訓 示

5 閉 会

第48回新型コロナウイルス対策本部会議名簿

職名	氏名	備考
知事	大野 元裕	
副知事	砂川 裕紀	
知事室長	小島 康雄	
統括参事	奥山 秀	
報道長	島田 繁	
政策・財務局長	中山 貴洋	代理
総務部長	小野寺 亘	
県民生活部長	真砂 和敏	
危機管理防災部長	安藤 宏	
環境未来局長	末柄 勝朗	代理
福祉部長	山崎 達也	
保健医療部長	関本 建二	
産業労働部長	板東 博之	

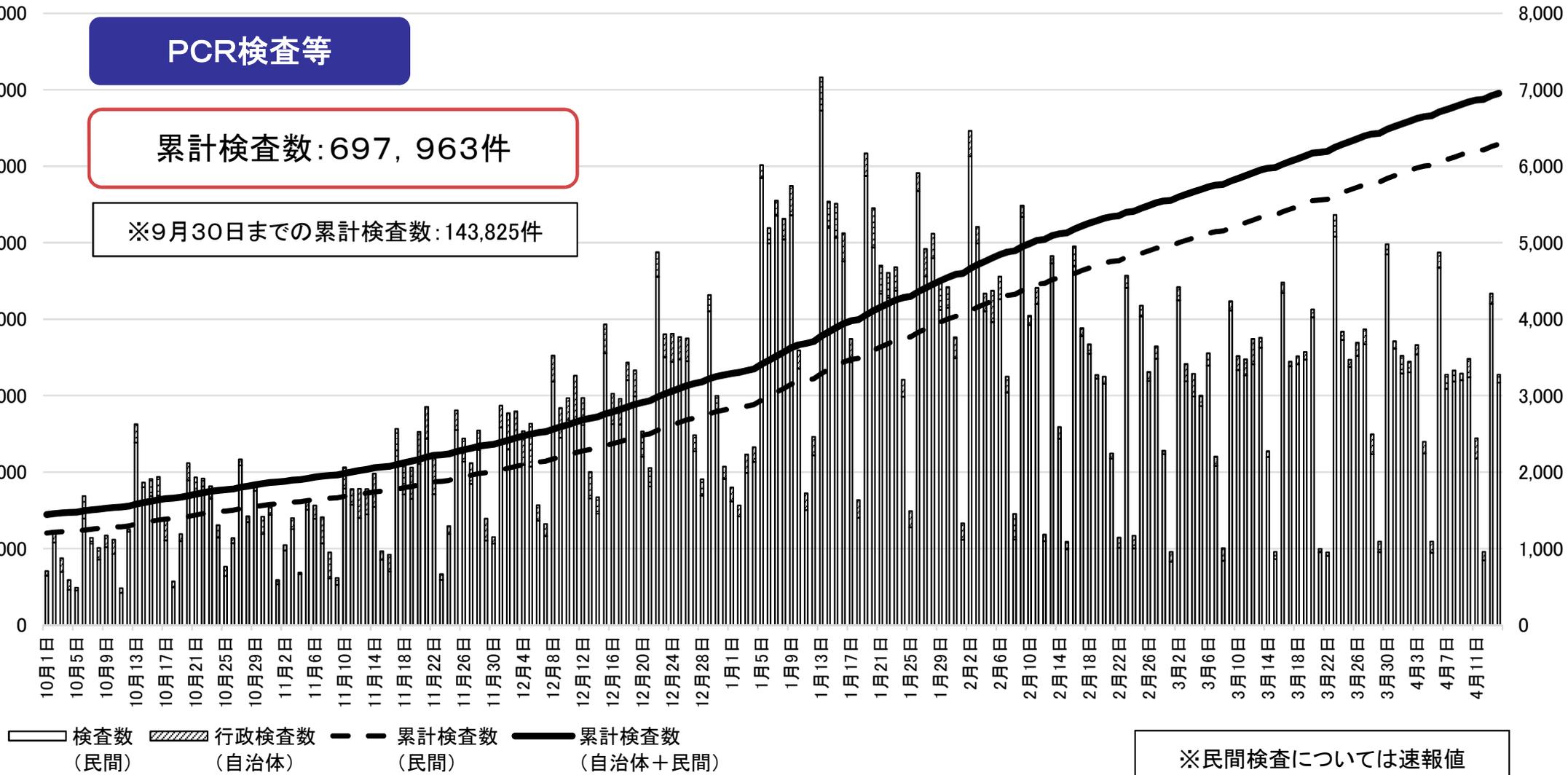
職名	氏名	備考
農林部長	強瀬 道男	
県土整備部長	北田 健夫	
都市整備部副部長	堀井 徹	代理
会計管理者	宍戸 佳子	
企業局長	磯田 和彦	代理
下水道事業管理者	今成 貞昭	
議会事務局長	加藤 繁	
監査事務局副事務局長 兼監査第一課長	関口 修宏	代理
人事委員会事務局長	阿部 隆	
労働委員会副事務局長 兼審査調整課長	後藤 安史	代理
教育長	高田 直芳	
警察本部長	原 和也	

PCR検査等の現状

PCR検査等

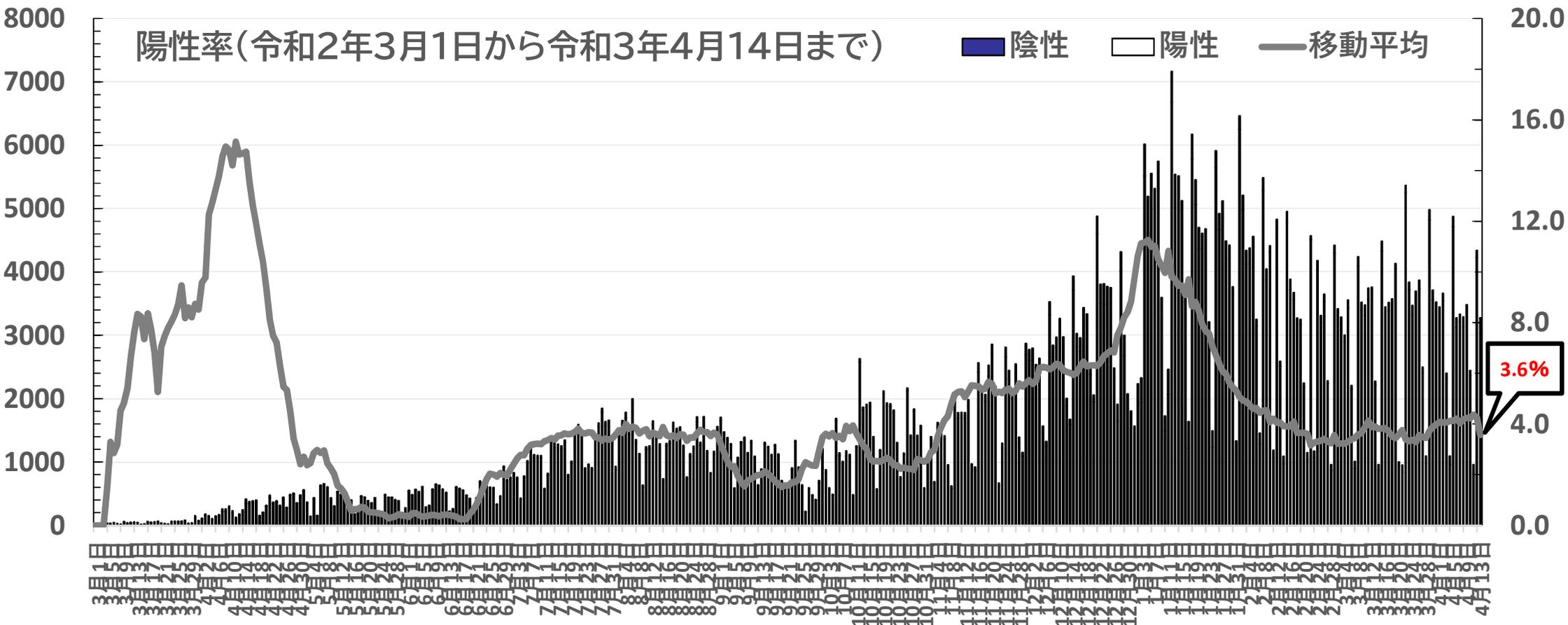
累計検査数：697,963件

※9月30日までの累計検査数：143,825件



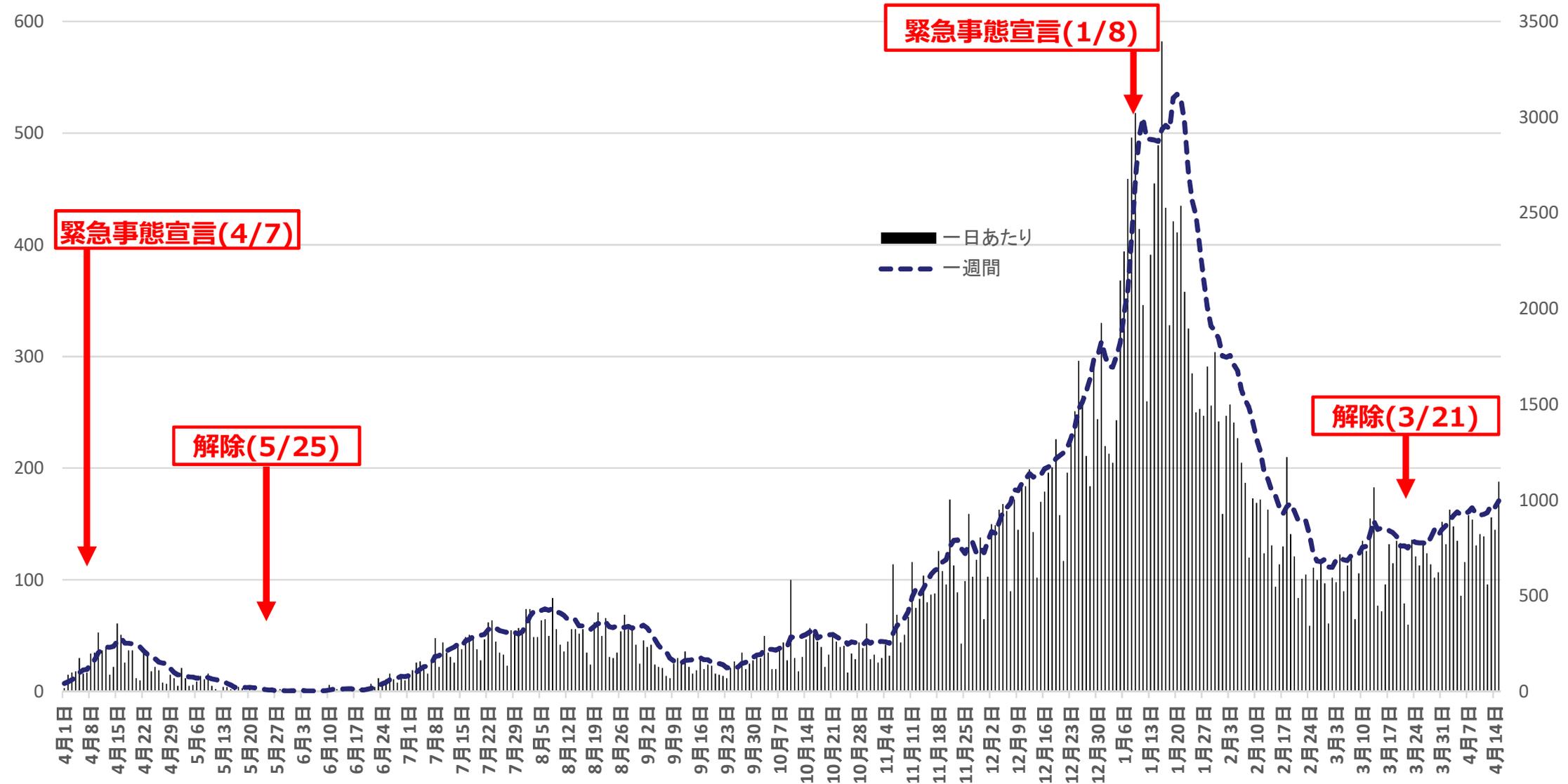
※民間検査については速報値

陽性率の推移

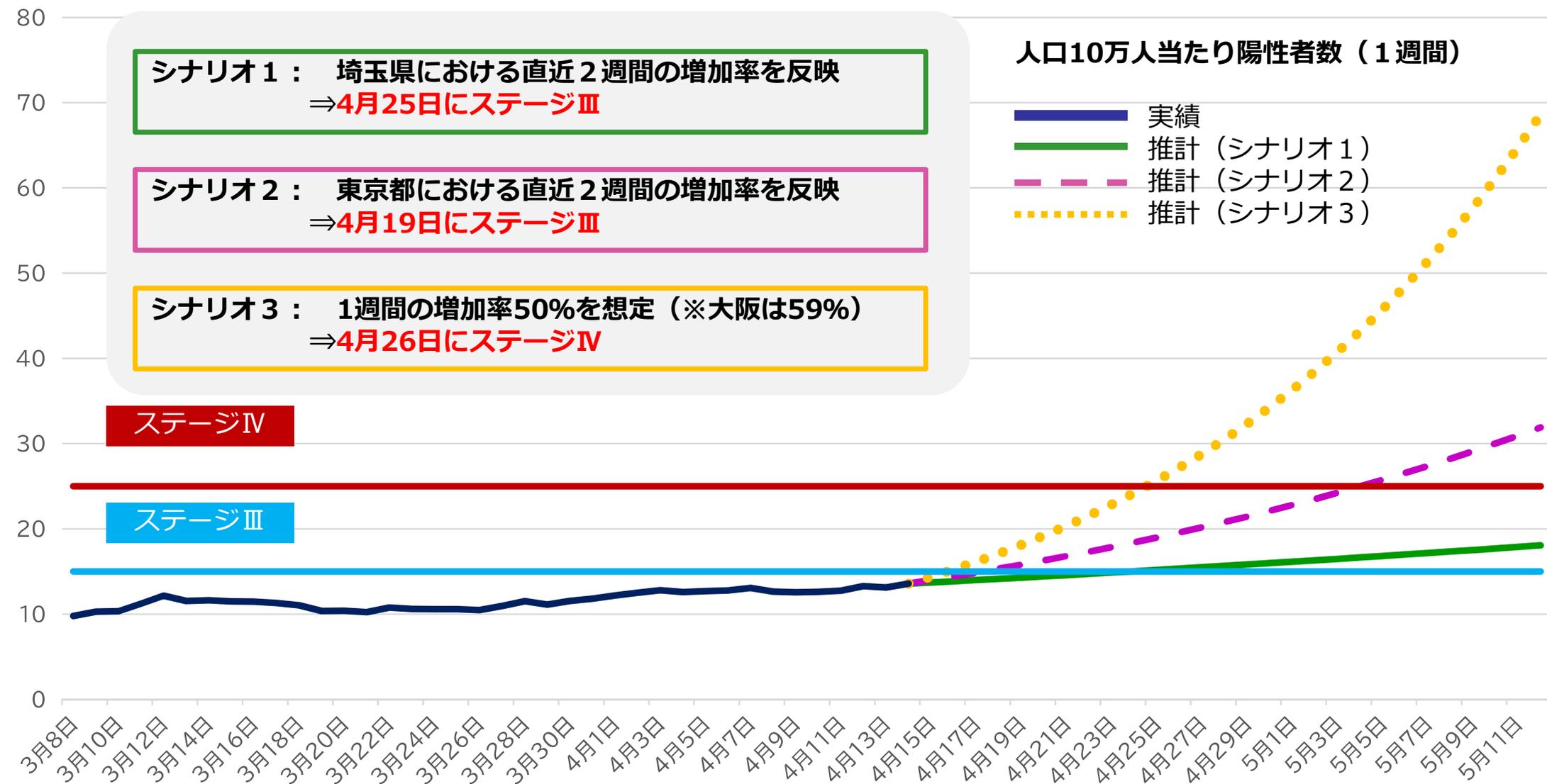


※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

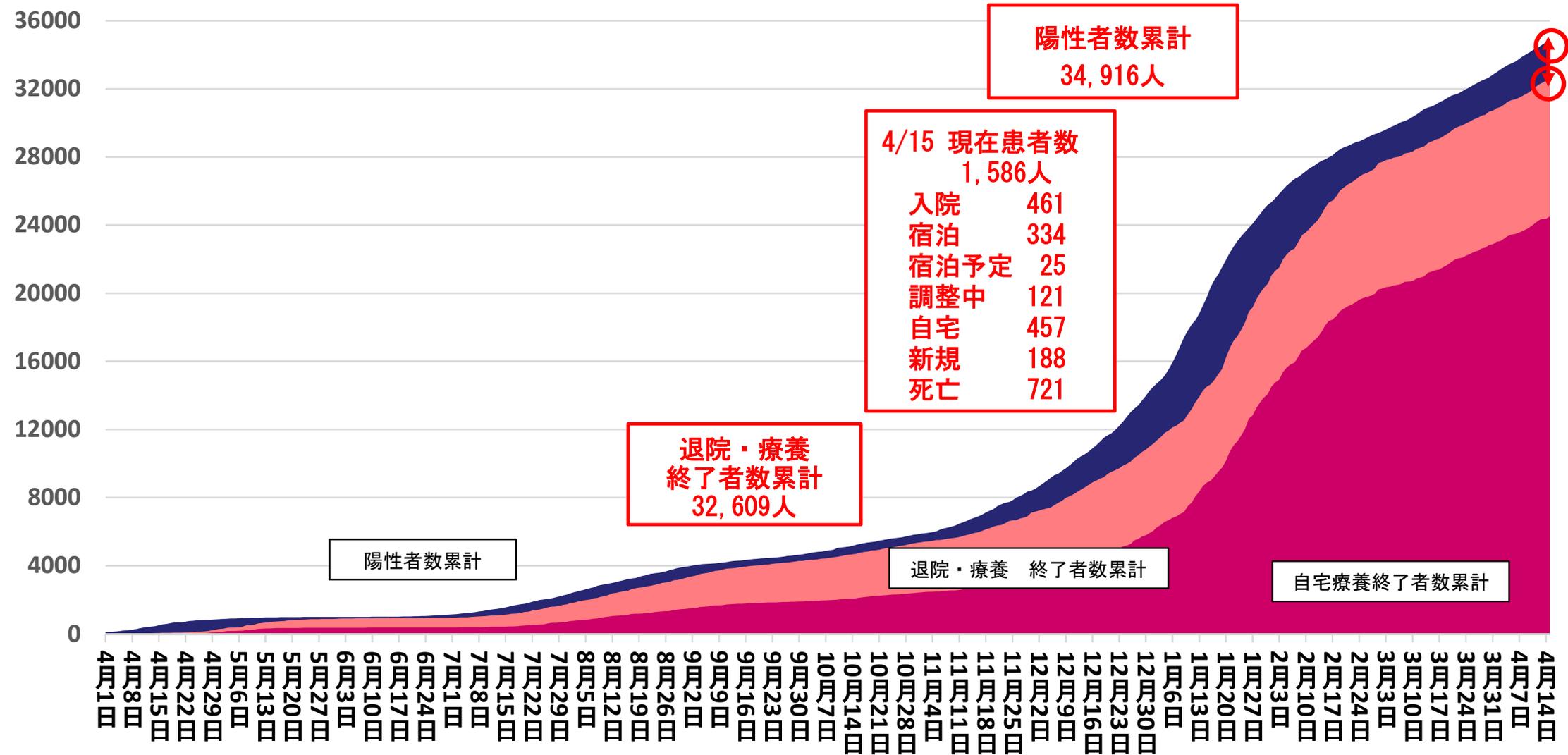
陽性者数の推移(日別)



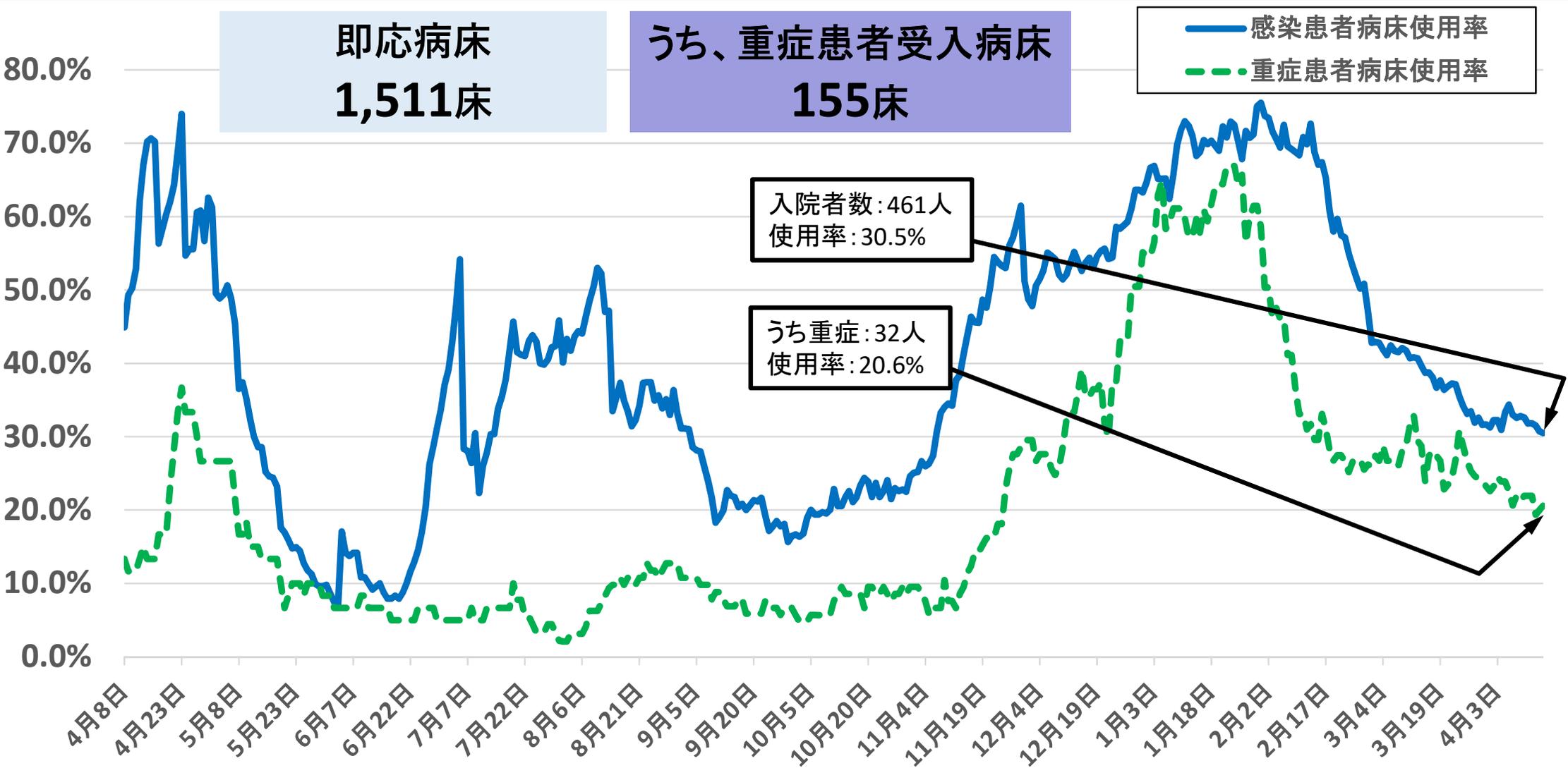
今後の新規陽性者推計について(4月15日時点)



陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

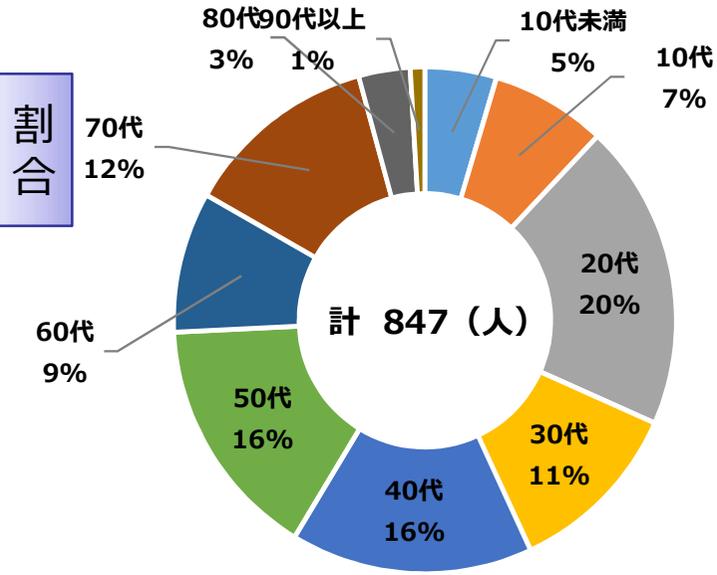


病床使用率の推移

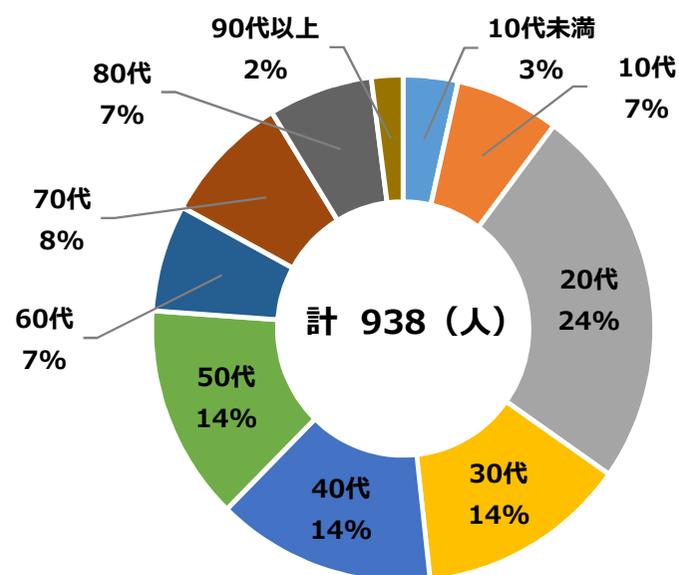


3週間の発生動向について(年齢別)

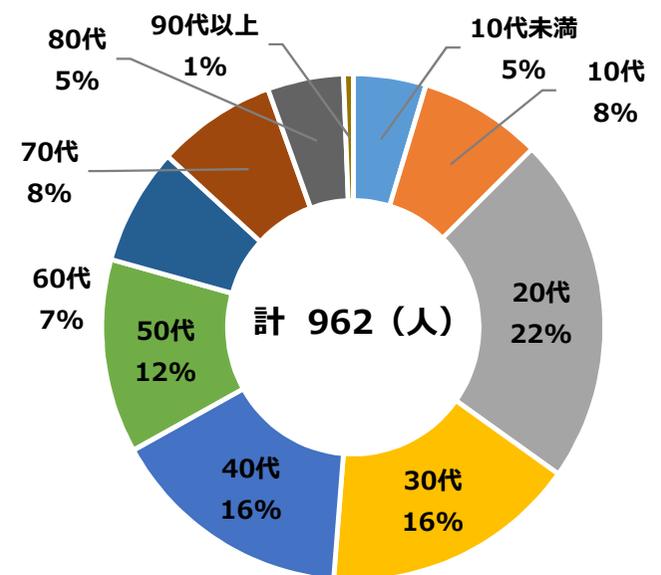
①3月25日～3月31日



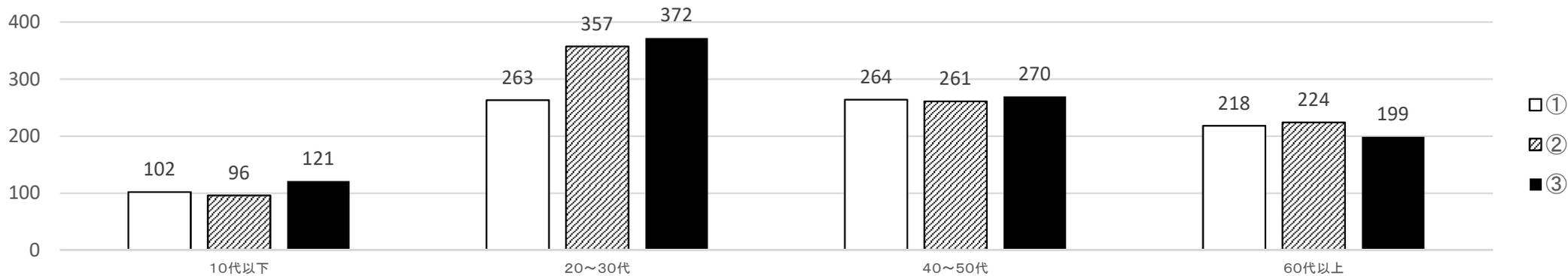
②4月1日～4月7日



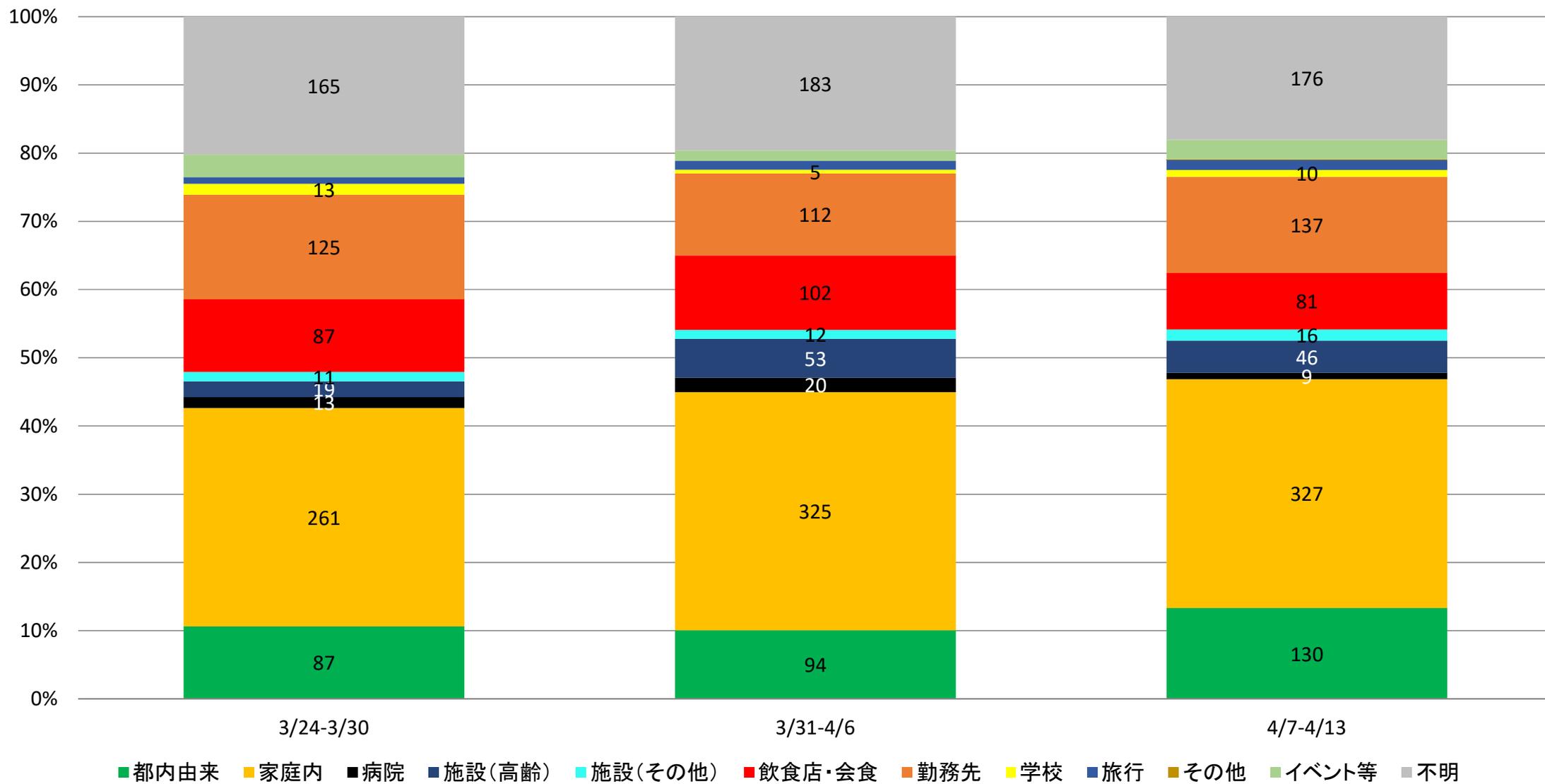
③4月8日～4月14日



実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)



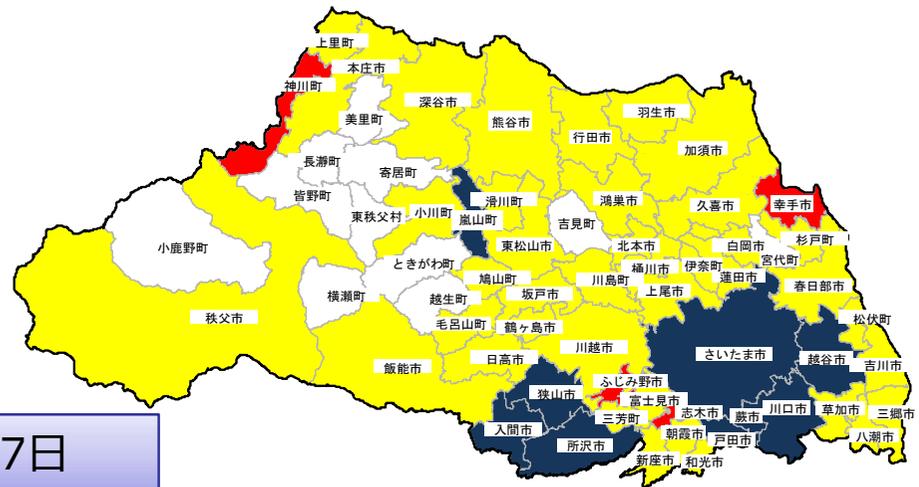
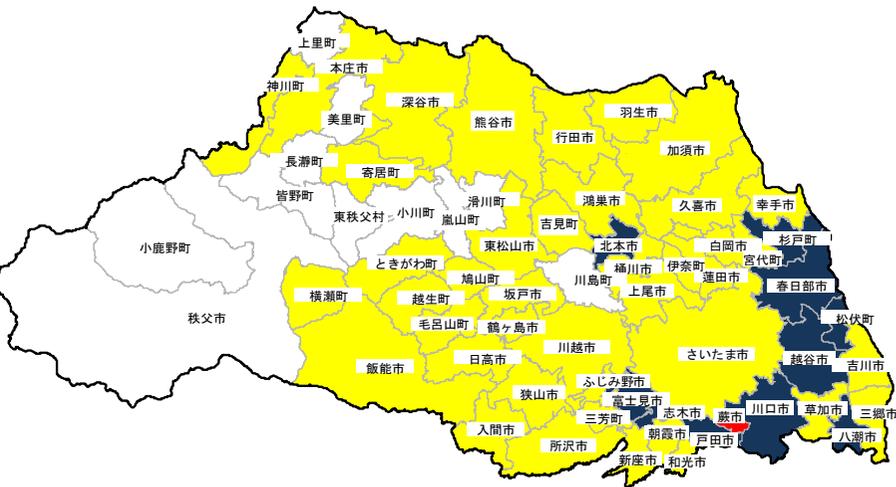
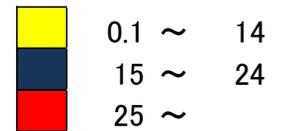
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

3月25日～3月31日

4月8日～4月14日

4月1日～4月7日

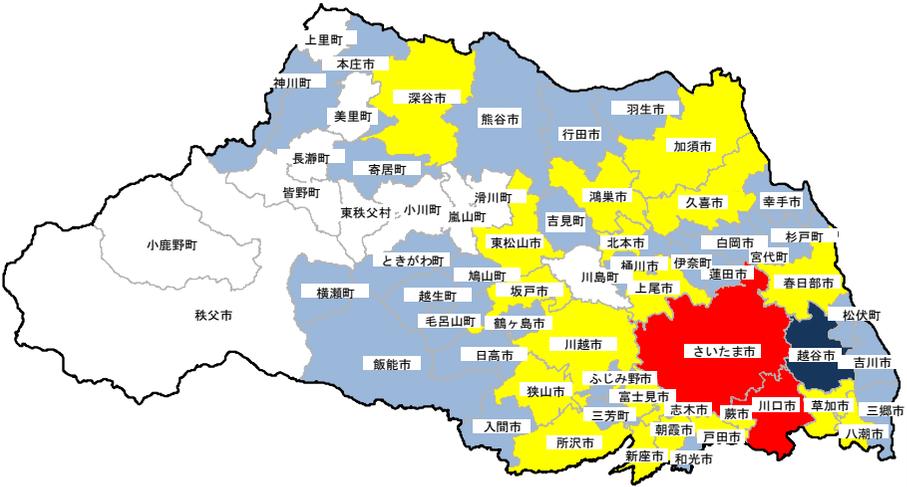
(人口10万人あたりの人数)



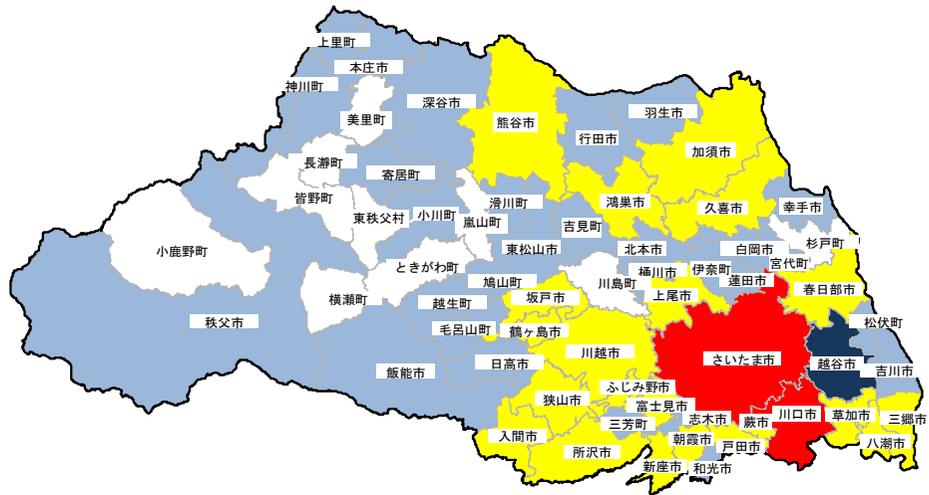
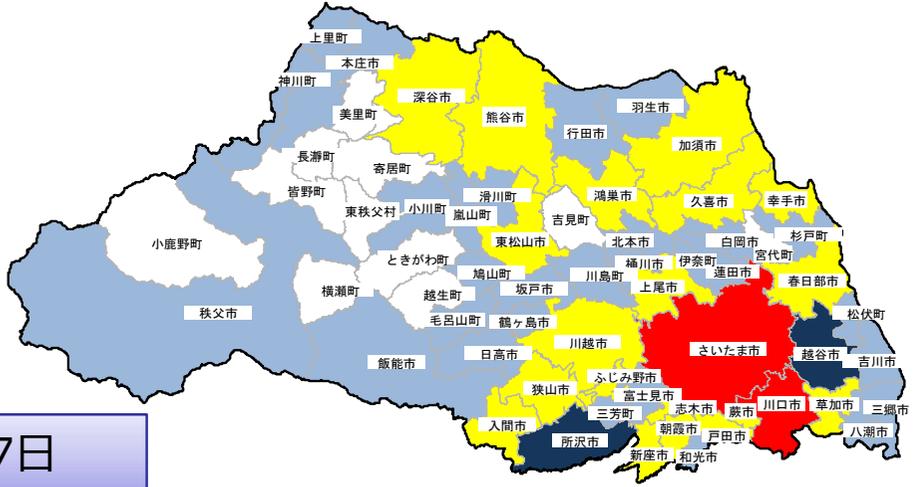
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

3月25日～3月31日

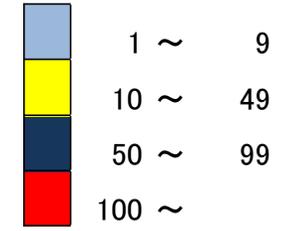
4月8日～4月14日



4月1日～4月7日



(新規陽性者数)



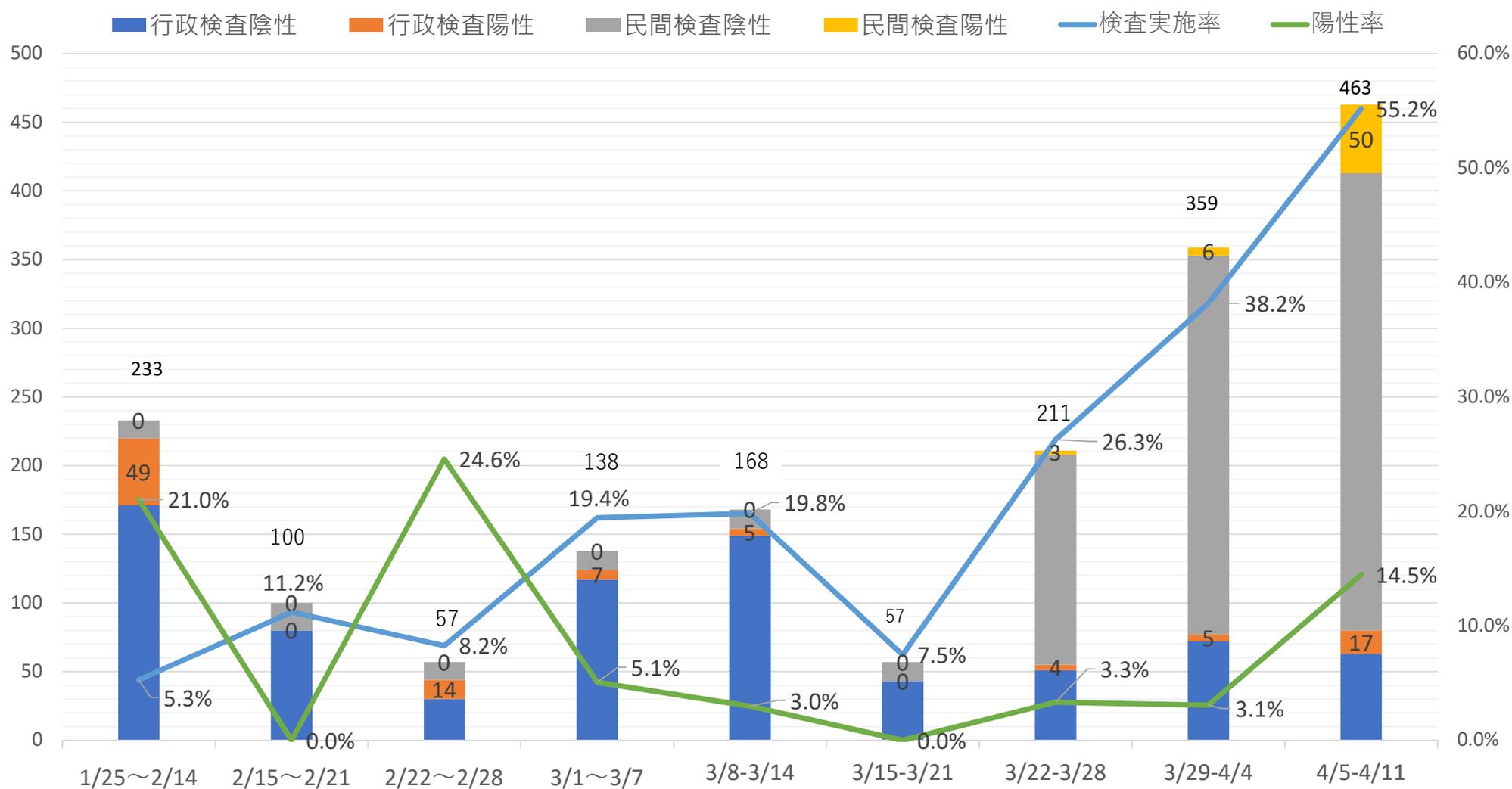
埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	4月1日	4月8日	4月15日
病床全体占有率	確保想定病床の占有率20%以上(50%以上)	31.3% (471/1,506)	➡ 32.6% (490/1,505)	↘ 30.5% (461/1,511)
うち重症病床占有率	確保想定病床の占有率20%以上(50%以上)	17.5% (35/200)	↘ 17.0% (34/200)	↘ 16.0% (32/200)
療養者数	人口10万人当たりの全療養者数15人以上(25人以上)	19.0人 (1,394人)	➡ 21.7人 (1,596人)	↘ 21.6人 (1,586人)
PCR検査陽性率 (※1週間の平均)	10%	4.0%	➡ 4.0%	↘ 3.6% ※4月14日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上(25人以上)	11.8人 (866人)	➡ 13.1人 (960人)	➡ 13.6人 (996人)
直近1週間と先週1週間の比較	直近1週間が先週1週間より多い	1.11	➡ 1.11	↘ 1.03
感染経路不明割合	50%	50.3%	↘ 46.5%	➡ 46.7%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	1.081	↘ 1.076	↘ 1.027

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

検査期間	新規感染者数	検査実施数			検査実施率	変異株PCR陽性者数	陽性率
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
全検査期間 (R3.1/25~4/11)	10,903	1,786	877	909	16.4%	160	9.0%

N501Y変異株PCR検査実施状況の推移



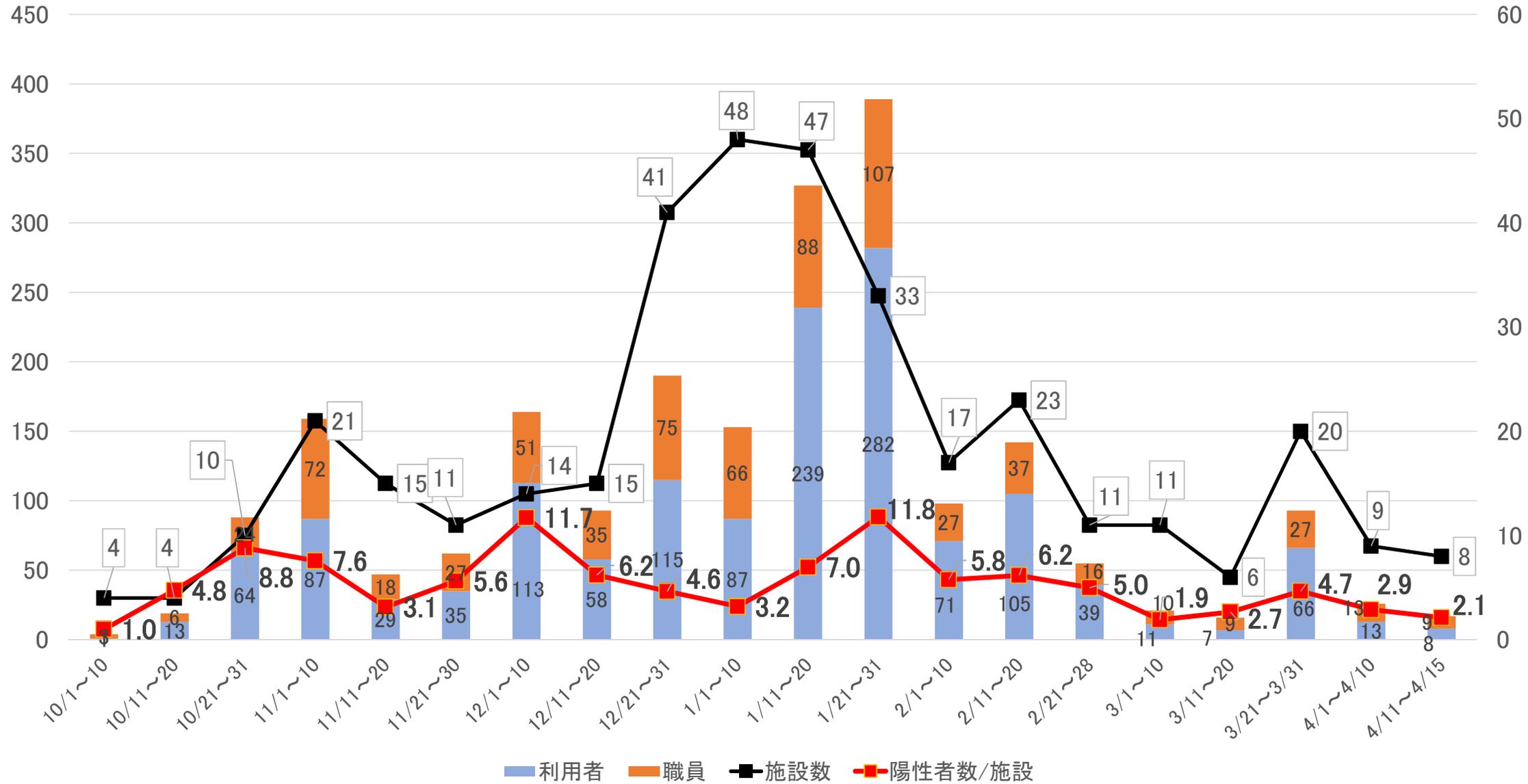
埼玉県内のゲノム解析結果

(令和2年3月16日～令和3年4月12日)

検査件数	検査件数 (件)	解析可能件数 (件)	英国株 (件)	南アフリカ・ ブラジル株 (件)	E484K (件)
国立感染症研究所	1, 0 4 0	9 1 0	4 7	1 5	2 6
県衛生研究所	1 3 4	1 1 3	1 0	1	7 6
計	1, 1 7 4	1, 0 2 3	5 7 (5.6%)	1 6 (1.6%)	1 0 2 (10.0%)

高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年4月15日現在



埼玉県における まん延防止等重点措置等 に基づく協力要請について（案）

令和3年4月16日

政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、埼玉県を重点措置区域とする公示を行い、あわせて基本的対処方針を変更しました。

そこで、埼玉県における まん延防止等重点措置等 について、以下のとおり協力を要請いたします。

I まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

さいたま市及び川口市

(2) 措置区域以外

さいたま市及び川口市 を除く、埼玉県全域

II 実施期間

(1) 措置区域

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(2) 措置区域以外

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(3) まん延防止等重点措置 終了後【さいたま市及び川口市を含む。】 ※ 措置区域以外 と同様の要請

令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

Ⅲ まん延防止等重点措置等 の内容

<県民に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している大都市圏等との往来自粛。加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来を強く自粛すること。） ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで 酒類提供時間 午前11時から午後7時まで ・ その他の要請事項 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月19日（水）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで
<p>□ 特措法施行令第5条の5各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） など）</p> <p>□ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）</p> <p>□ 手指消毒の呼びかけ</p>	<p>その他のお願い</p> <p>□ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） など）</p> <p>□ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）</p> <p>□ 手指消毒の呼びかけ</p>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減） ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨 ・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ・ 職場・寮における感染防止策の徹底 ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ 	
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほうとする （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）に短縮していただくようお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="159 204 376 240">その他のお願い</p> <p data-bbox="159 256 658 293">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="197 309 1099 1150" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 309 1099 596">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="197 636 1099 1027">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとする。 <li data-bbox="197 1067 1099 1150">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	<p data-bbox="1122 204 1339 240">その他のお願い</p> <p data-bbox="1122 256 1621 293">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="1160 309 2063 1150" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1160 309 2063 596">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="1160 636 2063 1027">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。 <li data-bbox="1160 1067 2063 1150">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

<教育委員会に対して>

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="159 1318 658 1355">特措法第24条第7項に基づく要請</p> <ul data-bbox="197 1370 1182 1407" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 1370 1182 1407">・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

IV まん延防止等重点措置等 とあわせた県の対応

措置区域	措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い</p> <p>県主催イベント・行事については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策を徹底することを条件として開催する。</p> <p>○ 屋内県有施設の取扱い</p> <p>屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p><感染防止対策></p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）・ 宿泊施設・シャワー等の使用・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守	

高齢者入所施設職員を対象とした集中検査(第3期)

緊急対策
第9弾

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、4月から6月にかけて、高齢者施設職員等に対する定期的な検査を実施する。

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の適用等を踏まえ、4月に1回、5月からは月2回に増やして実施する。

対象

《対象施設》 政令市、中核市を除く入所系高齢者施設 約1,500施設
(特養、老健、有料、サ高住、軽費、養護、認知症グループホーム等)

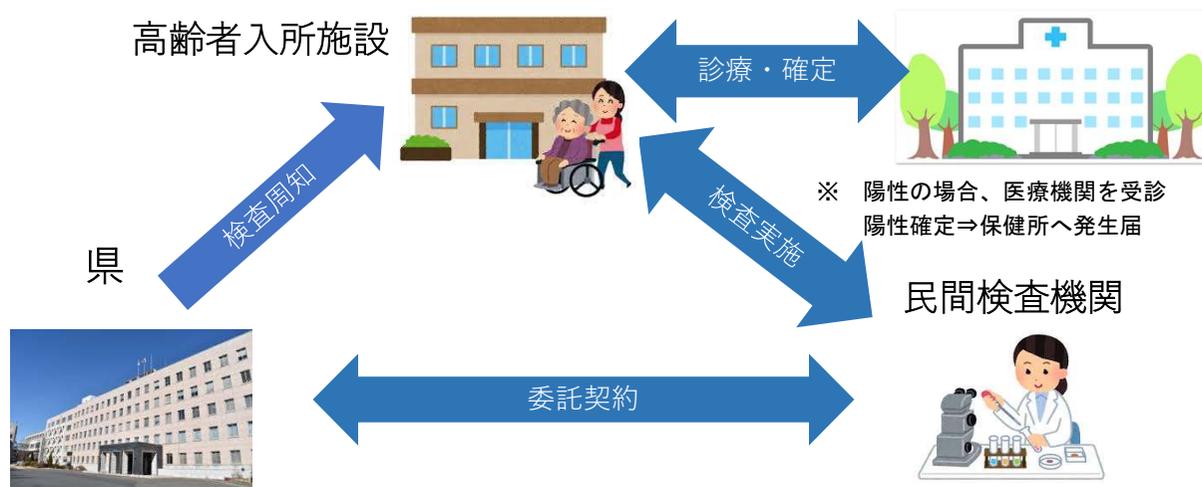
《対象者》 施設職員約70,000人及び新規入所者

期間・頻度

令和3年4月～6月(4月:1回、5月及び6月:各2回)

実施方法

民間検査機関に委託し、唾液によるPCR検査を実施



4/20
受付開始

新型コロナウイルス感染対策「優良施設」認証制度

緊急対策
第10弾

趣旨

◇県が感染防止対策を徹底している高齢者施設を「優良施設」として認証し、安心安全な取組を広げていきます。

メリット

- ◇県の認証書を交付し、県ホームページで公表します。
- ◇陰圧装置や換気設備などの補助事業の際に優遇します。

基準

- ◇基本的な感染防止対策が講じられていること。
- ◇感染発生を想定したシミュレーションを実施していること。
- ◇県などが実施する検査を定期的に行っていること。



手続き



プロスポーツチーム等が実施する試合の影響について

		浦和レッド ダイヤモンドズ (さいたま市)	大宮 アルディージャ (さいたま市)	埼玉西武 ライオンズ (所沢市)	ラグビー トップリーグ (熊谷市)
スタジアム (収容人員)		埼玉スタジアム 2002 (63,700人)	NACK 5 スタジアム (15,500人)	メットライフ ドーム (31,552人)	熊谷ラグビー場 A (24,000人)
段階的緩和措置期 間中の上限		10,000人	7,750人	10,000人	10,000人
まん延防止 等重点措置 期間	上限	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
	営業 時間	午後8時まで (酒類提供 午後7時まで)	午後8時まで (酒類提供 午後7時まで)	午後9時まで (酒類提供 午後8時まで)	午後9時まで (酒類提供 午後8時まで)
要請事項		<p>○周知期間終了までに販売されたチケットについてはキャンセル不要。</p> <p>○周知期間終了後、5,000人を越えた場合、新規のチケット販売を停止する。</p> <p>○ナイターについては、開始時間の繰り上げや試合運営のスピード化を図る。</p>			

まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

「引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施」

① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 授業等は十分な感染症対策の下で実施
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスク付けてから）
- 新入生を含めた児童生徒向けリーフレットの配布

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施

③ 部活動

- 感染症対策を徹底した上で実施
- 飛沫感染の可能性が高い活動は原則として行わない
- 泊を伴う合宿等の禁止

④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

⑤ 児童生徒の心のケア

- 教職員に対し、改めて適切な対応を指導
- 相談窓口の再周知

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 会食等の自粛
- GWを前にした家庭向けリーフレットの配布

3. 市町村への要請

① 感染予防の徹底

④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応

⑤ 児童生徒の心のケア

⑥ 家庭へのお願い